NISAは『しがぎん』！キャンペーン

キャンペーン期間
2023 12/1 FRI 金
▼▼▼
2024 3/28 THU 木

期間中、NISA口座を開設いただいた方に もれなく1,000円プレゼント！

さらに！
ご家族を紹介いただいた方に 最大3,000円、
ご家族から紹介された方に 1,000円 プレゼント！

ご紹介プレゼント

紹介者

ご家族への紹介1名につき1,000円プレゼント（上限3,000円）

次のすべての条件を満たす方が対象です。

1. 2024年4月30日時点で当行でNISA口座を保有している。
2. 普通預金を含む総預り資産10万円以上。（2024年4月30日時点）
3. ご紹介された方が条件を達成。

被紹介者

ご家族からの紹介で1,000円プレゼント（上限1,000円）

次のすべての条件を満たす方が対象です。

1. 期間中に当行にNISA口座を開設。
2. 2024年4月30日時点で当行でNISA口座を保有している。
3. 普通預金を含む総預り資産10万円以上。（2024年4月30日時点）

※紹介者と同居かつ滋賀県・京都府在住のご家族さまに限ります。

【ご紹介の流れ】

1. ご紹介者さまは紹介カードの「ご紹介者さま」欄に記入し、滋賀銀行に提出。
2. 滋賀銀行は内容を確認し、紹介カードをご紹介者さまに返却。
3. ご紹介者さまは紹介カードを同居のご家族さまにお渡し。
4. 紹介を受けたご家族さまは「ご紹介者さまのご家族」欄に記入し、滋賀銀行に提出・NISA口座開設を行う。

紹介カード

ご紹介者さま	ご紹介者さまのご家族
お名前	お名前
ご住所	ご住所
電話番号	電話番号
お取引店　　支店	お取引店　　支店

●ご提出の際には下記事項をご確認いただき、□欄にチェックのうえご提出をお願いします。

ご家族さま　□ ご紹介者さまへ現金をプレゼントするため、キャンペーン対象の取引を行ったことが伝わることに同意する。

本ご紹介カードにご記入いただいた個人情報については、本キャンペーンにかかるお電話等による金融商品やサービスに関する各種ご提案、プレゼント交付についてのみ使用させていただきます。

銀行使用欄

ご紹介者さま					被ご紹介者さま				
投信保有店番	投信保有のCIF	受付店番	受付店名	担当者	投信保有店番	投信保有のCIF	受付店番	受付店名	担当者

□ 被紹介者さまに対し、「ご紹介者さまにも現金をプレゼントするため、NISA口座の開設、投資信託の購入を行ったことが伝わること」について説明し同意を得ました。

キャンペーンに関する留意事項

◉個人のお客さまのみが対象です。◉2024年3月28日、当日処理分までを対象とします。(店頭:14時までに全ての手続き完了が必要。ネット:申込書類を取り寄せられた場合は、書類受付完了が必要。)◉ジュニアNISAは対象外です。◉別の金融機関で重複して手続きをされている場合など税務署から非承認となった場合およびプレゼント振込までに閉鎖または別の金融機関に移管されている場合は対象外となります。◉ご紹介プレゼントについて、お互いに紹介しあうことはできません。◉対象のお客さまには、2024年5月中旬ごろ、投資信託の指定預金口座へプレゼントを振込みいたします。振込時に投資信託口座を解約されている場合は対象外とします。◉プレゼントは課税対象となる場合があります。◉当行の総合的判断により、キャンペーンの対象外となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。◉キャンペーンの内容は予告なく変更または中止となる場合がございますのであらかじめご了承ください。◉投資信託は、三重支店、新大阪支店、全代理店および海外店では取扱いしておりません。◉詳しくは店頭へ問い合わせください。

投資信託に関する留意事項

●投資信託は、預金保険の対象ではありません。●投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本および利息の保証はありません。●投資信託の基準価額は、組入有価証券等の値動きにより変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。外貨建資産に投資するものには、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。●投資信託は、購入時・保有時・解約時に各種手数料等がかかります。●手数料等の合計額は次の手数料等の合計です。 1.申込手数料(申込代金の最大3.85%[税込]) 2.運用管理費用(信託報酬)(純資産総額に対し最大年率2.42%[税込]) 3.信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.5%) 4.その他の費用(監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、組入資産の保管等に要する諸費用が信託財産から差引かれます。「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、その金額および合計額や上限額または計算方法を表示することができません。詳しくは「目論見書」をご覧ください。)●投資信託の購入に際しては、必ず最新の「目論見書」「目論見書補完書面」等により商品内容を確認の上、ご自身で判断してください。「目論見書」「目論見書補完書面」等は滋賀銀行のホームページおよび窓口等に用意しています。ただし、『しがぎん』ネット投信専用ファンドの「目論見書」「目論見書補完書面」は窓口にはありません。●購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は各運用会社が設定・運用を行っているもので、当行では申込みの取扱い等を行っています。

NISAに関する留意事項

●当行に投資信託口座がない方は投資信託口座開設後にNISA口座の開設をしてください。●NISA口座で損失が発生した場合、その損失はないものとされ、配当所得や譲渡所得との損益通算ができません。したがって非課税期間満了時に価格が下落していたときでも損失はないものとされます。●2024年からNISA制度が改正されます。2024年以降、一般NISA、つみたてNISA口座においては新たに買付けができません。一般NISA、つみたてNISAで買付けた商品は新しいNISAに移管できません。2023年末時点で利用可能な一般NISAまたはつみたてNISA口座を開設している場合、2024年に新しいNISA口座が自動開設されます。●2023年までは年間投資枠、2024年以降は年間投資枠と非課税保有限度額の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされます。

【つみたて投資枠・つみたてNISAの留意事項】

●対象商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。●積立契約に基づく買付けに限られます。●買付けた投資信託の信託報酬等の概算値を原則年に1回通知いたします。●NISA口座に初めてつみたて投資枠またはつみたてNISAを設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した「基準経過日」にはお客さまの氏名・住所の確認が必要です。「基準経過日」から1年以内に確認が取れない場合、NISA口座での買付けはいただけません。

【成長投資枠の留意事項】

●対象商品は、NISA制度の目的(安定的な資産形成)に適したものに限られます。

【他金融機関からのNISA口座を変更される場合】

●1月1日以降に、ある金融機関のNISA口座で投資信託・株式等を買付けた(再投資含む)場合は、同一年内にほかの金融機関にNISA口座を変更することはできません。●別の金融機関にNISA口座を変更した場合であっても、変更前の口座にある投資信託・株式等を変更後の金融機関に移管することはできません。

商号／株式会社滋賀銀行　登録金融機関／近畿財務局長(登金)第11号　　所属協会／日本証券業協会・一般社団法人金融先物取引業協会
当行は登録金融機関業務関連におけるお客さまからの苦情および紛争の解決を図るにあたり、以下の機関等を利用します。
一般社団法人全国銀行協会　全国銀行協会相談室　電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772　　特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター　電話番号 0120-64-5005

SHIGA BANK

T340101
2023年12月1日現在